

< よくある質問 >

ご質問	回答
<p>Q1 この閲覧台帳に載っている事業所は、土壤汚染があるということなのか。</p>	<p>本閲覧台帳の中で「土壤汚染」に関する情報が載っているのは、②大田区土壤汚染情報公開台帳と、①工場・指定作業場名簿の中の「<u>土壤調査</u>」欄のみです。特定有害物質を使用していた場合に、環境確保条例又は土壤汚染対策法に基づく<u>土壤調査の義務を負う可能性のある事業所等の名簿</u>になります。</p>
<p>Q2 この閲覧台帳に載っている事業所は、土壤調査が必要ということなのか。</p>	<p>特定有害物質を使用していた場合は土壤調査が必要になる可能性があります。本閲覧台帳に載っていても、特定有害物質を使用していない事業所等については、<u>土壤調査義務を負うことはありません</u>。ただし、大規模改変（3000㎡以上の土地の一部の改変等）の場合は、特定有害物質を使用していなくても、環境確保条例第117条及び土壤汚染対策法第4条に基づく土壤調査が必要になる場合がありますので、ご注意ください。</p>
<p>Q3 この閲覧台帳に載っていないければ、土壤汚染がないということなのか。</p>	<p><u>本台帳は、当該地の土壤汚染が無いことを確認できるものではありません</u>。土壤汚染リスクの判断材料の一つとしてご利用下さい。なお、<u>土壤汚染対策法に基づく区域指定（要措置区域、形質変更時要届出区域）</u>の情報は本台帳に掲載していません。</p>
<p>Q4 この閲覧台帳に載っていないければ、土壤調査が必要ないということなのか。</p>	<p><u>土壤調査の必要性については、原則事業所又は特定施設の廃止時に判断</u>しています。</p>
<p>Q5 土壤汚染の区域指定の情報はどこに載っているのか</p>	<p>土壤汚染対策法に基づく要措置区域、形質変更時要届出区域の所管は、東京都環境局になります。このページ内にリンクを貼っています。</p>

<p>Q6</p> <p>特定有害物質を使用していたかどうか知りたい。</p>	<p>①工場・指定作業場名簿に記載されている事業所の特定有害物質使用状況については、廃止届提出時に確認をしています。操業中の事業所については、直接事業主にご確認ください。</p> <p>②大田区土壌汚染情報公開台帳に記載されている事業所については、特定有害物質を使用していて、土壌調査の結果土壌汚染が確認された事業所の情報です。使用物質等については、個別の台帳をご確認ください。</p>
<p>Q7</p> <p>調べている住所の近隣の事業所がこの台帳に載っているが、土壌汚染の影響はあるか？</p>	<p>土壌汚染の近隣への影響については、本閲覧台帳から判断することはできません。本閲覧台帳は、あくまで土壌汚染リスクの判断材料の一つとしてご利用下さい。</p>